

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定 の背景と 趣旨

わが国は、国民の生活水準の向上や社会保障制度の充実、医療技術の進歩等により、平均寿命を延伸してきました。一方で、急速な高齢化の進展により、介護を必要とする人は今後も増加し、医療や介護にかかる負担が年々増加していくことが予測されています。また、ライフスタイルの多様化とともに、生活習慣を起因とする悪性新生物（がん）や心疾患¹、脳血管疾患²、糖尿病等の生活習慣病の増加及び重症化が深刻化しています。このような背景から健康上の問題で日常生活を制限されることなく生活できる期間である健康寿命³の延伸が求められてきました。

国では、健康日本21⁴（第二次）に基づき、生活習慣病予防などライフステージに応じた健康づくりを総合的に推進してきた結果、健康寿命が着実に延伸し、「健康寿命の延伸」という目標を達成しました。一方で、その基盤となる食生活や運動といった生活習慣に関連する指標の悪化や、性年齢階級別の健康課題の顕在化等、新たな健康課題が指摘されました。

新たな課題を解決するため、国は、令和6年度から令和17年度までの「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」を開始し、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとして掲げ、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置き、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチ⁵を踏まえた健康づくりを基本的な方向として、健康づくりの取組を進めることとしています。

加えて、平成18年10月に自殺対策基本法が施行されたことで、「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することになりました。

また、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」についても令和3年から見直しに向けた検討が行われ、令和4年10月に閣議決定されました。見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」等を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。令和7年6月には、自殺対策基本法の一部を改正する法律が公布され、子どもに係る自殺対策は社会全体で行われるべきであることが記されました。地域社会や学校等が一体となって自殺対策に努めることが求められます。

¹ 心臓病。心臓の疾患の総称。

² 脳血管疾患には、脳卒中以外にも高血圧性脳症・脳血管性認知症等を含む脳の血管のトラブル全般が含まれている。高齢になればなるほど発症率が高く、死につながるものが多くなっている。

³ 平均寿命から寝たきりや認知症等、介護や病気療養が必要な期間を除いた、日常生活が制限されることなく過ごせる期間のこと。単に平均寿命を延ばすだけでなく、自立して生活できる期間を延ばすことが、生活の質（QOL：Quality of Life）の向上に重要である。

⁴ 健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」のこと。

⁵ 次世代期から青壮年期、高齢期までつなげて考えるアプローチのこと。

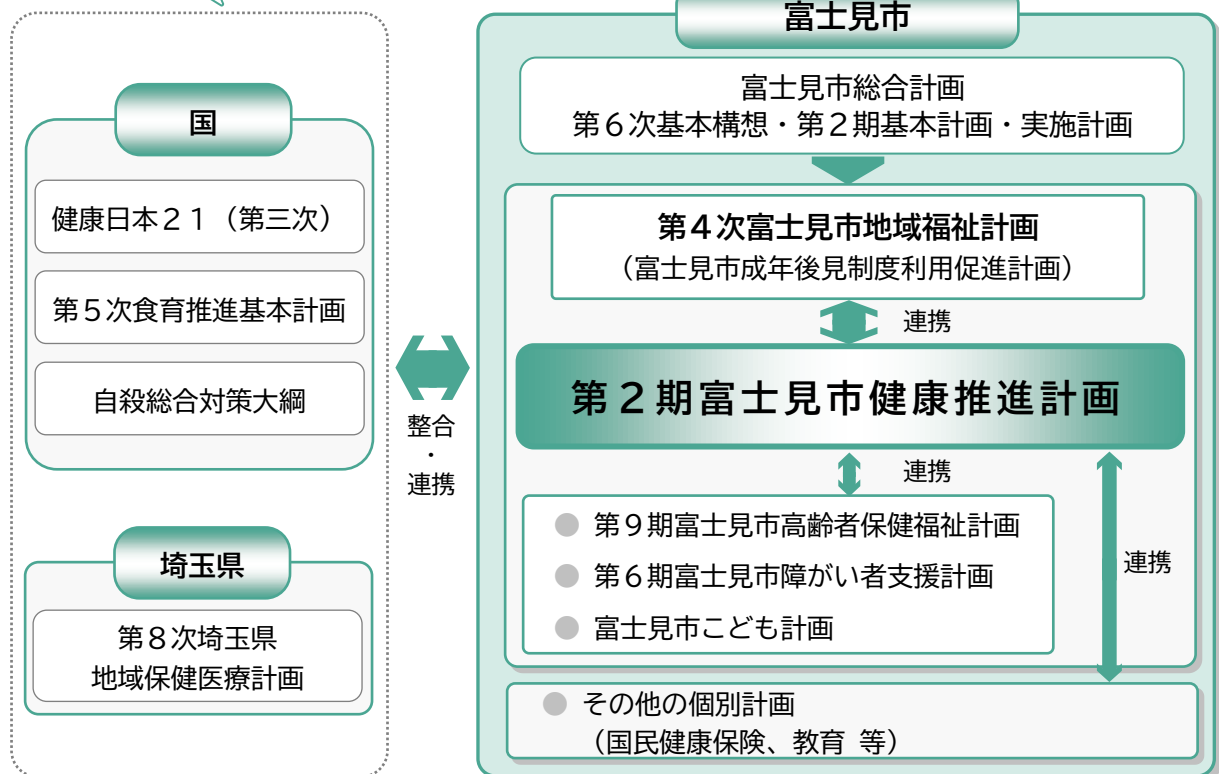
2 根拠法令 等

本計画は、根拠法令等の異なる4つの計画を一体化して策定するものです。計画の名称及び根拠法令等は次のとおりです。

- 『健康増進法⁶』（第8条第2項）に基づく「市町村健康増進計画」
- 『食育基本法』（第18条）に基づく「市町村食育推進計画」であり、『富士見市みんなで取り組む食育推進条例』（第12条）に基づく食育に関する行動計画
- 『歯科口腔保健の推進に関する法律』及び『埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例』との整合性を図り、『富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例』（第9条）に基づく歯及び口腔の健康づくりに関する行動計画
- 『「自殺対策基本法」（第13条第2項）に基づく「市町村自殺対策計画」であり、令和4年に見直された「自殺総合対策大綱」に基づく自殺対策に関する行動計画

3 計画の 性格と 位置づけ

- ① 本計画は、全ての市民を対象とします。
- ② 本計画は、国・県・本市の上位計画及び関連個別計画との整合性を図りながら推進していきます。
- ③ 富士見市自殺対策計画との関連性の高さを鑑み、本計画より一体化した計画として策定します。



⁶ 国民の健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するために、医療制度改革の一環としてつくられた法律（平成15（2003）年5月1日施行）。「基盤整備」「情報提供の推進」「生涯を通じた保健事業の一体的推進」を柱としている。

5
持続可能な
開発目標
(SDGs)
との関連性

SDGs⁷（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和12年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本計画においては、健康づくりの推進もSDGsの理念に合致するものと考えます。関連のある目標として「3. すべての人に健康と福祉を」では、すべての人々が健康的な生活を送れるように、市民一人ひとりの健康づくりを支援します。「17. パートナーシップで目標を達成しよう」では、様々な地域資源とともに、効果的な事業の展開に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



⁷ Sustainable Developmental Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。